○北海道警察証明事務取扱要綱の制定について

令和５年３月27日
道本務第4997号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

警察において行う証明については、これまで「警察における証明事務の取り扱いについて」（昭41．３．１道本例規通達甲（務）第３号）により実施してきたところであるが、この度、在留カード及び特別永住者証明書の再交付申請に使用するための遺失届又は被害届の届出受理証明の発給を求められた場合の事務手続を定めるなど所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察証明事務取扱要綱」を制定し、令和５年４月１日から運用することとしたので、所属職員に周知するとともに、適正な運用に努められたい。

なお、次の通達は、同日付けで廃止する。

○「警察における証明事務の取り扱いについて」（昭41．３．１道本例規通達甲（務）第３号）

○「在留カード等の再交付申請に係る警察証明事務の合理化について」（平31．４．２道本務第67号）

記

第１　見直しの要旨

１　在留カード及び特別永住者証明書の再交付申請に使用するための遺失届又は被害届の届出受理証明の発給を求められた場合の事務手続を定めた。

２　証明願の様式を定めた。

第２　要綱の解釈及び運用方針

| 項目 | 解釈及び運用方針 |
|---|---|
| １　基本方針（第２の事項関係） | ⑴　警察において行う証明は、法令等に定めるもの及び所管の行政に関し実質的に証明できる事項で、かつ、その証明を行うことに意味があるもののみについて行うものとする。<br>⑵　「法令等の定めによるもの」及び「事実の証明できる事項」の主たるものは、次に掲げるとおりであるが、ここに掲げる以外のものであっても、現に警察において取り扱い、事実の認定が可能なものについては、証明を行うことができるものとする。<br>ア　法令等の定めによるもの<br>㈠　刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第119条の規定に基づく捜索証明<br>㈡　労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条第１項の規定に基づく使用証明<br>㈢　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第４条第１項の規定に基づく自動車保管場所証明<br>㈣　「犯罪経歴証明書発給要綱について」（平31．３．29警察庁丙鑑発第22号）に基づく犯罪経歴証明<br>イ　事実の証明できる事項 |

| | |
|---|---|
| | ㈦　留置に関する証明<br>㈠　被疑者、参考人又は証人として呼出し（出頭）に応じた事実の証明 |
| ２　届出受理証明（第３の事項関係） | 届出受理証明は、特別の事情があるもののほかは取り扱わないこととする。この場合における「特別の事情があるもの」とは、第３の１の各事項に掲げるものとする。<br>別表に掲げる官公庁等の所管行政に係るものの遺失届又は被害届の届出受理証明については、第３の１の各事項のいずれかに該当するものと認め、証明を行うものとする。<br>なお、道警察が行う行政手続に係る各種許可（免許）証等の再交付に当たっては、原則として、遺失届又は被害届の届出受理証明の添付を求めないこととする。 |
| ３　取扱要領（第４の事項関係） | ⑴　在留カード及び特別永住者証明書の再交付申請に使用するための被害届の届出受理証明については、いわゆる盗難被害のほか、恐喝、強盗等の財産に対する被害を含むものである。<br>⑵　在留カード等の届出受理内容について（要綱別記第２号様式）を出願者に発給する場合においては、証明願（要綱別記第１号様式）の徴収及び証明願処理簿への記録を要さないが、原議の保存方法は証明願と同様とする。 |

別添

北海道警察証明事務取扱要綱

第１　目的

この要綱は、北海道警察において行う証明の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　基本方針

証明は、法令等の定めによるもののほかは、所管の行政に関し、事実の証明できる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ行うものとする。

第３　届出受理証明

１　遺失、行方不明事案、犯罪における被害に関する事実の証明ができない場合において、当該事実の証明に代えて行う届出受理証明は、次事項に掲げるもののほかは行わないものとする。

ア　法令等により警察の証明を要するものと定められているもの

イ　当該事実の証明機関がなく、その証明を得られないときは、証明の願い出をした者（以下「出願者」という。）がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

ウ　証明を求める官公庁等において、警察の証明がない場合に事務の取扱いに著しい支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事案の調査を行うことが不適当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

エ　その他特別の事情が認められるもの

２　証明を求める官公庁等の所管事務に係る事案のうち、遺失届又は被害届の届出受理証明を行うものは、原則として、別表に掲げるものとする。

第４　取扱要領

１　証明は、法令等において証明者が指定されているもの又は重要特異なものを除き、警察本部の部課長（課長に相当する者を含む。）、方面本部の課長（課長に相当する者を含む。）又は警察署長（以下「所属長」と総称する。）が、その所管事務に係る事案について、証明願（別記第１号様式。）により行うものとする。ただし、証明願による証明が適当でないと認められるものについては、別紙を用いて証明することができる。

２　証明の願い出があったときは、出願者から証明願を徴収するものとする。この場合において、願い出事項について証明できるときは、徴収した証明願を証明書として出願者に発給するものとする。

３　在留カード及び特別永住者証明書の再交付申請に使用するための遺失届又は盗難等の被害届の届出受理証明の発給を求められた場合には、前事項の定めにかかわらず、在留カード等の届出受理内容について（別記第２号様式）を出願者に発給すること。

４　証明の願い出が遠隔の交番、駐在所等になされ、かつ、緊急やむを得ない事情のあるものについては、法令等において証明者の指定されている証明及び重要特異な証明を除き、１の事項の定めにかかわらず、取扱警察官が電話等によって事前に所属長の承認を得たのち、当該取扱警察官名をもって当該証明を行うことができるものとする。

第５　留意事項

証明は、出願者の利害得失に重大な関係をもつほか、悪用されるおそれもあることから、証明事務の取扱いに当たっては、特に次の各事項に留意し、その取扱いを慎重にしなければならない。

⑴　証明内容の確認手続を適正にすること。

⑵　証明を必要とする事由を確認すること。

⑶　出願者が適当な当事者であることを確認すること。

⑷　法令等の定めによるものにあっては根拠規定を確認し、その他のものにあっては客観的必要性を吟味すること。

⑸　証明書の発給枚数は、諸般の事情を参酌して必要な限度にとどめること。

⑹　民事事件に悪用されるおそれのある事項を除外すること。

⑺　証明できないものについては、出願者に事由を告げて理解を求めるとともに、当該証明のできる機関を教示する等出願者の利便を図ること。

第６　証明事務の記録

所属長は、証明の願い出（第４の４の事項の遠隔の交番、駐在所等への願い出を含む。）があったときは、これを証明（同事項の証明の承認を含む。）するかどうかにかかわらず、証明願処理簿（別記第３号様式）にその経過を明らかにしておかなければならない。ただし、第４の３の事項による証明を行う場合は、証明願処理簿への記録を要しない。

第７　その他

１　証明を行う場合において、法令等において特に定める場合のほかは、手数料を徴収しないものとする。

２　「警察における証明事務の取扱について」（昭41．３．１道本例規通達甲（務）第３号）別添北海道警察証明事務取扱要綱及び「在留カード等の再交付申請に係る警察署証明事務の合理化について」（平31．４．２道本務第67号）に基づいて作成された文書のうち、この要綱実施の際現に保存しているものの取扱いについてはなお従前の例による。

別表（第３の２の事項関係）

官公庁等からの要請に基づき遺失届又は被害届の届出受理証明を行うもの

| 官　公　庁　名 | 物　　件　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 出入国在留管理庁 | １　在留カード<br>２　特別永住者証明書<br>３　外国人登録証明書 | |
| 外務省 | 旅券 | |
| 国税庁 | 雑損控除の対象となる物件 | 雑損控除申請のために必要な場合に限る。 |
| 最高裁判所 | 有価証券等 | 公示催告手続上必要な場合に限る。 |

注　外国人登録証明書については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が平成24年７月９日に施行されたことに伴い廃止されているが、当面の間、一部の外国人登録証明書は、在留カード又は特別永住者証明書としてみなされる。

別記第１号様式（第４の１の事項関係）

年　　月　　日

警察署長　殿

出願者　住所

氏名

（電話番号　　）

証　　明　　願

次の使途及び提出先に相違ありませんので、願い出事項について証明願います。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 使　　途 | | 提 出 先 | |
| 願い出事項 | の事実<br>の届出 | | |

証明第　　号

| | |
|---|---|
| 証明事項 | |

上記証明事項記入欄のとおり 事実を確認した / 届出を受理した ことを証明する。

年　　月　　日

警察署長　印

注１　該当する文字を〇で囲むこと。

２　証明番号については、証明願処理簿の進行番号を記入すること。

３　別紙を用いて証明する場合は、証明願との間に契印すること。

４　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記第２号様式（第４の２の事項関係）

年　　月　　日
Year:　Month:　Day:
年　　月　　日
년　　월　　일
год　месяц　число

# 在留カード等の届出受理内容について

Details of acceptance of police report filed regarding the residence card, etc. /
关于在留卡等申报事宜受理内容 /　재류카드등에 관한 신고 접수 내용에 대해
Содержание заявления о карточке резидента или других документах

| | |
|---|---|
| 受理警察署名<br>Report accepted by<br>受理警察署名称<br>접수 경찰서명<br>Название полицейского управления | 警　察　署<br>Police Station<br>警　察　署<br>경　찰　서<br>полицейское управление<br>TEL：<br>担当：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印 |
| 対象物件<br>Property<br>物　品<br>물　품<br>Название предметов | 在留カード／特別永住者証明書<br>Residence card / Special Permanent Resident Certificate<br>在留卡 / 特别永住者证明书<br>재류카드 / 특별영주자증명서<br>Карточка резидента / Карточка специального проживающего с правом бессрочного проживания |
| 届出種別<br>Type of report filed<br>申报类别<br>신고의 종류<br>Вид заявления | 遺失届／被害届<br>Lost property report / Damage report<br>报丢失 / 报损失<br>분실물 신고 / 피해 신고<br>Заявление о потере / Заявление пострадавщего |
| 遺失／被害日時<br>Date and time of loss/damage<br>丢失或损失日期时间<br>분실／피해 일시<br>Время и дата потеря／пострадавщего | |
| 遺失／被害場所<br>Place of loss/damage<br>丢失或损失地点<br>분실／피해 장소Место потеря／пострадавщего | |
| 届出人<br>Reporting person's name<br>申报人 신고자<br>Заявитель | |
| 届出受理日<br>Date of report accepted<br>申报受理日<br>신고 접수 연월일<br>Дата заявления | 年　月　日<br>Year:　Month:　Day:<br>年　月　日<br>년　월　일<br>год　месяц　число |
| 受理番号<br>Reference No.<br>受理编号<br>접수 번호<br>Номер заявления | |
| その他<br>Other remarks<br>其他<br>기타<br>иное | |

以上のとおり、在留カード等に関する届出を受理したことに間違いありません。
It is hereby certified that the report regarding the residence card, etc. has been accepted as detailed above.
如上受理在留卡等有关申报。
위와 같이 재류카드등에 관한 신고를 접수한 사실이 있습니다.
Действительно, мы приняли заявление о карточке резидента или других документах.

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記第３号様式（第６の事項関係）

# 証　明　願　処　理　簿

| 所属長の確認 | 進行番号 | 願出受理年月日 | 証明の種別 | 願い出の理由 | 出願者の住所、氏名 | 措　置 | 取扱者名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 00 | 230 | 証明願処理簿 | ３年 |

注１　証明の種別欄は、「留置証明」、「遺失届出受理証明」等と記載すること。
　２　願い出の理由欄は、「雑損控除申請手続のため」、「公示催告手続のため」等と記載すること。
　３　措置欄は、証明した場合にあっては「　　年　月　日証明（又は証明書交付）」と記載し、証明しない場合にあってはその理由を簡記すること。
　４　規格は、Ａ列４番横長とする。